

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成22年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、370者程度が見込めます。

平成22年2月1日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫

1. 業務概要

(1) 業 務 名 平成22年度475号山県市尾右地区外用地補償総合技術業務（電子入札対象案件）

(2) 業務目的 本業務は岐阜国道事務所が施行する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務のうち、公共用地交渉等及びこれに関連する業務を総合的に行い、当該事業の用地取得の円滑な推進を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

主な業務内容は以下のとおりである。

①概況ヒアリングに基づく地権者等との面接及び協力依頼

②現地踏査、現地の状況等の把握

③関係権利者の確認及び特定

④補償金算定書の照合

⑤公共用地交渉用資料の作成及び公共用地交渉方針の策定等

⑥公共用地交渉（費用負担説明）

⑦公共用地交渉記録簿の作成

⑧地権者等の移転履行状況等の確認

⑨その他公共用地交渉に必要な資料の作成、関係機関との連絡・調整等
予定権利者数は35名を予定している。

(4) 履行箇所

本業務の履行箇所は以下のとおりである。

一般国道475号(東海環状自動車道)山県市東深瀬字尾右地区外(岐阜県

山口市東深瀬向イ及び尾右地内)

- (5) 本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。
 - ① 本業務における守秘性、中立公平性について
 - ② 公共用地交渉における難航事案遭遇時の対応方針・体制について
- (6) 履行期間 平成22年4月1日～平成23年3月29日を予定している。
- (7) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。
- (8) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に変えるものとする。
- (9) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定主任担当者の手持ち業務量の制限等」の対象業務である。

2. 競争参加資格

2-1. 基本的要件

入札参加希望者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-2. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がある者は本業務の入札に参加できない。

- ・資本的・人的関係があるとは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①会社法の基づく親会社と子会社の関係にある場合

- ②競争参加資格確認申請書の提出者及びその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる社員をいう。以下同じ。）が被補償者である場合又は競争参加資格確認申請書の提出者の役員が被補償者の役員を兼ねている場合

(2) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、中部地方整備局管内に業務拠点（予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(3) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成12年度以降に元請として完了した以下に示す業務（平成21年度完成予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、その他土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表及び補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（平成20年10月1日付け国土用第43号、以下「運用通知」という。）記1の別紙に定める全ての補償業務（用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務及び用地関係資料作成整理等業務を含む。）。

2－3．配置予定主任担当者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 予定主任担当者の資格等

① 業務の履行をつかさどる者として、下記②の担当技術者の中から1名を予定主任担当者として置かなければならない。

② 担当技術者の資格等

担当技術者の資格等については、以下のいずれかの資格等を有し、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において人的関係がない者。

- ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。
- ・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める実施規程（平成3年3月28日理事会決定、以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
- ・実施規程第3条に掲げる総合補償部門以外の7部門全てにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士であり、かつ、公共用地取得に関する補償業務について5年以上の指導監督的実務経験を有する者。

(2) 予定主任担当者が必要とされる同種又は類似業務等の実績

予定主任担当者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成21年度完成予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向、又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

同種：国、特殊法人等、地方公共団体、その他土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務及び総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。

類似：国、特殊法人等、地方公共団体、その他土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの補償業務（用地関係資料作成整理等業務を含む。同種業務を除く。）。

(3) 手持ち業務量

① 平成22年4月1日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年4月1日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- ② 本業務の履行期間中は当該配置主任担当者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の1) から4) までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置予定主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該配置予定主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

- ③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任担当者とは別に、以下の1) から4) までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任担当者の経歴等」及び「予定主任担当者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- 1) 配置予定主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 配置予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 過去5年以内の同種業務で業務成績が75点以上の業務における業務管理者としての経験を有する者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-4. 競争参加資格確認申請書に対する要件

(1) 技術提案書の記載内容

競争参加資格確認申請書に添付する技術提案書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が１，０００万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第８６条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

③上記において、評価値が最も高い者が２名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

（２）総合評価の方法

①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

価格評価点の配分点は３０点とする。

③技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記１）、２）、３）の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は６０点とする。

- １）予定技術者の経験及び能力
- ２）実施方針等
- ３）評価テーマに対する技術提案

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

④技術評価点における評価基準

１）予定主任担当者

- ・資格
- ・専門技術力（同種及び類似業務の内容）

- ・情報収集力
- 2) 実施方針等
 - ・業務の理解度
 - ・実施体制
- 3) 評価テーマ
 - ・的確性
 - ・実現性

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒 500-8262 岐阜県岐阜市茜部本郷 1－3 6－1

中部地方整備局岐阜国道事務所経理課契約係

電話 058-271-9812

F A X 058-271-0214

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間：別表①のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、競争参加資格確認申請書の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4.（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 競争参加資格確認申請書を提出できる者の範囲

競争参加資格確認申請書を提出する時において、上記 2－1.（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

- ・提出期間：別表②のとおり。
- ・提出先：4.（1）と同じ。

(5) ヒアリング

①原則として、以下のとおり配置予定主任担当者に対してヒアリングを行う。
ヒアリングについては別途通知する。

②ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について確認を行う。

- 1) 配置予定主任担当者の経歴について
- 2) 配置予定主任担当者の業務実績について
- 3) 業務の着眼点・実施方針について
- 4) 評価テーマについて

(6) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の有無の通知は別表③の日を予定する。

(7) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により岐阜国道事務所経理課まで持参すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)に同じ。

(7) 直接的雇用関係

予定主任担当者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

(8) 本業務にかかる落札決定は、平成22年4月1日とするが、当該業務にかかる平成22年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

- (9) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには開札の日において一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

なお、平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を開札の日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

- (10) 詳細は入札説明書による。

別表

①	入札説明書の交付期間	平成２２年 ２月 １日から 平成２２年 ３月１９日まで
②	競争参加資格確認申請書等の 提出期間	平成２２年 ２月 ２日から 平成２２年 ２月２２日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	競争参加資格確認通知の日	平成２２年 ２月 26 日
④	入札書の受付期間	平成２２年 ３月 18 日 10 時 00 分から 平成２２年 ３月 19 日 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成２２年 ３月 23 日 11 時 30 分 岐阜国道事務所入札室